

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園	<ul style="list-style-type: none">● 保育所・幼稚園は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場。● 家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむことができるよう、保育所保育指針・幼稚園教育要領に基づく保育・教育活動の一層の推進。● すべての職員に対する研修の充実。
学校	<ul style="list-style-type: none">● 児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育の推進。● 人権教育推進の方向性<ul style="list-style-type: none">① 共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心をはぐくむことなどを視点とし、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善。② 学校における人権教育の研究を深め、成果を府内全体の学校へ波及させるとともに効果的な実践例の提供。③ 各学校が、人権に配慮した教育活動等に努め、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりの推進。④ 家庭や地域社会などとの連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくむための多様な体験活動の機会の充実。⑤ 教職員を対象とした研修の推進。
地域社会	<ul style="list-style-type: none">● 地域社会は、様々な人々とのふれあいを通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場。● 府民が様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習振興のための各種施策を通じた人権に関する学習の充実。<ul style="list-style-type: none">① 公民館、隣保館等を拠点とした多様な学習機会の提供支援、専門性を備えた指導者の養成。② 参加型学習プログラムの開発、学習内容や方法の工夫・改善。③ 学校教育との連携のもとに、多様な体験活動の機会の充実。
家庭	<ul style="list-style-type: none">● 家庭はすべての教育の出発点であり、人間形成の基礎をはぐくむ上での重要な場。● 家庭内における暴力や虐待といった深刻な人権侵害の増加。● 家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供。保護者等への相談事業や相談体制の充実。● 家庭内における人権侵害事件の発生を未然に防ぐために、児童相談所等の専門性を生かして、学校などの他機関や地域との連携の強化、相談活動機能を充実。● 関係機関の職員への研修充実を通じて家庭の教育機能の強化を支援。
企業・職場	<ul style="list-style-type: none">● 企業・職場は、その企業活動等を通じて地域や社会の構成員としての重大な責任を担った存在。● 人権尊重意識の高い職場づくりの形成と就労環境の整備、個人情報の適正な管理など企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう役職員を対象とした人権教育・研修の充実。● 企業内での人権侵害を防止し、併せて就職の機会均等を確保するための企業内人権啓発推進員の設置促進。企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取組の推進を支援。